

入札・契約制度改革の概要

川崎市財政局契約課

1 平成16年4月から実施するもの

- (1) 工事請負は、一般競争入札を拡大実施する。
 - ア 平成16年4月から3千万円以上の工事請負
平成17年4月から1千万円以上の工事請負
実施状況を検証し、全入札へ拡大する。
 - イ 入札参加資格審査の一部を開札後に実施する方式を採用する。
- (2) 予定価格の事前公表は、工事請負の全ての入札案件へ拡大する。
- (3) 最低制限価格は、3億円未満の競争入札で執行する工事請負に設定する。
- (4) 低入札価格調査は、3億円以上の競争入札で執行する工事請負に設定する。
- (5) 電子入札は、財政局契約課で行っている全ての工事請負、業務委託、物品調達に実施する。
- (6) 工事内訳書の提出を義務付ける。
- (7) 不正行為に対するペナルティを強化する。
 - ア 指名停止の強化
 - (ア) 独占禁止法違反行為

本市業務に関して	6か月～24か月以内
本市業務以外	4か月～24か月以内
 - (イ) 談合及び競売入札妨害

本市業務に関して	6か月～24か月以内
本市業務以外	4か月～24か月以内
 - イ 不正行為に対する損害賠償金の率を加重する。
請負金額の20%
- (8) 指名競争入札における指名業者数を増加する。

2 平成16年度中に実施を予定するもの

- (1) 提案型の発注方法の決定方式の導入
10億円以上の工事請負について、この方式の導入に向けて実務的な検討を行う。
- (2) 主観項目制度の導入を図る。
- (3) 財政局契約課で契約締結している業務委託、物品調達について、一般競争入札の導入を図る。

(4) 財政局契約課で契約締結している業務委託について、最低制限価格制度の導入を図る。